

産業廃棄物処分業許可証

住所 鳥取県米子市淀江町西原635番地5

氏名 有限会社淀江清掃社

代表取締役 中村 政広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日

令和元年12月28日

許可の有効年月日

令和6年12月27日

1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理	
		破碎	圧縮梱包
(1)	廃プラスチック類	○	○
(2)	紙くず	○	○
(3)	木くず	○	—
(4)	繊維くず	○	○
(5)	金属くず	○	—
(6)	ガラスくず等	○	—
(7)	がれき類	○	—

・以上7品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
・(1)、(5)及び(6)については、自動車等破碎物を除く。

(備考)

- ・「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3. 許可の条件

敷地境界線上での騒音レベルを65デシベル以下とすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年12月10日 更新許可

令和3年 9月10日 変更届（保管施設の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

・ 無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：廃プラスチック類等の破碎施設

設置場所	鳥取県米子市淀江町大字高井谷字宮ノ前22番1	
設置年月日	平成16年12月14日	
処理能力	廃プラスチック類	1.99トン/日(0.2484トン/時間×8時間/日)
	金属くず	4.78トン/日(0.598トン/時間×8時間/日)
	ガラスくず等	3.68トン/日(0.46トン/時間×8時間/日)
	紙くず	1.99トン/日(0.2484トン/時間×8時間/日)
	木くず	2.94トン/日(0.368トン/時間×8時間/日)
	繊維くず	1.32トン/日(0.1656トン/時間×8時間/日)
	がれき類	4.42トン/日(0.552トン/時間×8時間/日)
保管施設	金属くず、ガラスくず等、木くず、繊維くず	保管容量29m ³ (保管面積20.3m ²)
	金属くず	保管容量18m ³ (保管面積12.6m ²)
	廃プラスチック類、紙くず	保管容量54m ³ (保管面積37.8m ²)
	ガラスくず等	保管容量18m ³ (保管面積12.6m ²)
	がれき類	保管容量18m ³ (保管面積12.6m ²)
	廃プラスチック類、がれき類	保管容量15.6m ³ (保管面積13m ²)

(2) 施設の種類：廃プラスチック類等の圧縮梱包施設

設置場所	鳥取県米子市淀江町大字高井谷字宮ノ前22番1	
設置年月日	平成16年12月14日	
処理能力	廃プラスチック類	20トン/日(2.5トン/時間×8時間/日)
	紙くず	20トン/日(2.5トン/時間×8時間/日)
	繊維くず	9トン/日(1.125トン/時間×8時間/日)
保管施設	(1)の保管施設と同一施設	